

## 行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	企業局	整理番号	3
処分の種類	給水の停止			
根拠法令条例等・条項	県営水道条例第29条			
処分の概要	水道使用者が一定の条件に該当する場合、当該使用者に対する給水を停止することができる			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	<p>県営水道条例</p> <p>第29条 管理者は、使用者が次の各号の一に該当するときは、その理由の継続する間、当該使用者に対する給水を停止することができる。</p> <p>(1) 料金、手数料又は給水装置の費用を納期限内に納付しないとき。</p> <p>(2) 正当な理由が無くて法第17条の規定による給水装置の検査又は第23条の規定による水道メーターの点検を拒み、又は妨げたとき。</p> <p>(3) 給水栓を汚染の恐れのある器物又は施設と連絡して使用している場合で、警告しても、これを改めないとき。</p>			
基準の制定根拠	県営水道条例第29条			